

フランス法における責任追及の直接訴権

——二〇一七年民事責任法改正草案を踏まえて——

岩川隆嗣

- I 本論文の目的
- II 現行法における直接訴権
- III 二〇一七年民事責任法改正草案における直接訴権
- IV 結語

I 本論文の目的

本論文は、フランス法の直接訴権 (action directe) のうち、債務不履行責任や担保責任の追及を目的とする類型の直接訴権について、現行法および二〇一七年三月一三日民事責任法改正草案における規律の内容と、その存在意義を明らかにすることを目的とする。

フランス法における直接訴権⁽²⁾については、同制度を全般的に紹介する研究⁽¹⁾や、特に責任追及を目的とする直接訴権を取り上げる研究が、既に多く存在している。しかし、後の判例と立法の展開によって、この類型の直接訴

権は、その規律と存在意義に変化が生じている。⁽³⁾ 本論文は、その分析と紹介を企図するものである。

以下では、これらの点について、現行法を概観した後(Ⅱ)、二〇一七年民事責任法改正草案の内容を確認していく(Ⅲ)。

Ⅱ 現行法における直接訴権

1 定義と分類

(Ⅰ) 定義

直接訴権は、一定の者(以下、「直接訴権者」という)が、自己の契約相手方や債務者(以下、「中間者」という)ではなく、契約相手方の契約相手方や債務者(以下、「第三者」という)に対して、直接に請求をなしうる権利である。⁽⁴⁾

類似する制度である債権者代位権(民法一三四―一二条)では、中間者の第三者に対する権利が行使されるため、日本におけるような直接請求権は存在せず第三者から中間者への給付を求めうるに過ぎないところ、⁽⁵⁾ 直接訴権では、第三者から直接に給付を得ることができる点に、その特色がある。⁽⁶⁾

(Ⅱ) 分類

直接訴権は、明文規定や判例によって様々な場面で認められており、その分類方法もいかなる観点に応じて構築するかによって様々である。⁽⁷⁾ その中でも、二〇一六年二月一〇日オールドナンスに基づく債務関係法改正後の民法は、履行請求の直接訴権(*actions directes en paiement*)と、責任追及の直接訴権(*actions directes en responsabilité ou en garantie*)という分類を採用した。⁽⁸⁾ 以下、この類型に従って説明していこう。

(a) 履行請求の直接訴権

履行請求の直接訴権は、直接訴権者が、第三者に対して本来的な給付の履行を求めることができる類型の直接訴権である。例えば、賃貸人の転借人に対する賃料請求権（民法一七五三条一項⁽⁹⁾）、下請人の注文者に対する報酬請求権（下請に関する一九七五年十二月三十一日法二一条以下⁽¹⁰⁾）、責任保険における被害者の保険者に対する保険金請求権（保険法典L.二二四―三條）、などがある⁽¹¹⁾。

この類型の直接訴権は、二〇一六年二月一〇日改正によって新設された民法一三四――三條において、明文規定がなければ認められないことが明らかにされている⁽¹²⁾。その理由は、第一に、この直接訴権は、中間者と第三者との間の契約から生じた第三者の債務について、直接訴権者が第三者に履行を請求することを可能とするものであるため、契約の相対効の原則（一一九九條）に反するからである。第二に、金銭給付が履行請求される場合、直接訴権者は中間者の無資力を回避して第三者から優先弁済を受けることができるため、この直接訴権は担保権・優先権の一種であるといえるところ、債権者平等の原則（二二八五條）に例外を設ける担保権・優先権は法定される必要があるからである（二二三三條⁽¹⁴⁾）。

(b) 責任追及の直接訴権

責任追及の直接訴権は、本来的な給付の履行請求ではなく、第三者が中間者との契約関係に基づいて債務不履行責任⁽¹⁵⁾または担保責任⁽¹⁶⁾を負う場合に、中間者と契約関係にある直接訴権者が、不法行為責任としてではなく、契約責任として、第三者に責任を追求できる類型の直接訴権である⁽¹⁷⁾。

この類型の直接訴権は、かつては製造物責任（responsabilité du fait des produits défectueux）の追及を可能とする法技術として用いられていた（直接訴権者が被害者たる転得者、第三者が製造者⁽¹⁸⁾）。しかし、現行法では、一九九

八年五月一九日法により製造物責任の明文規定が設けられ、目的物の欠陥から生じた身体損害・目的物以外の財産に対する損害には、特別の責任が認められうるに至っている(一二四五一条一項・二項)。したがって、現行法では、この直接訴権の独自性は、売買契約等の目的物の欠陥(瑕疵・不適合)それ自体に関して、第三者に責任追及をなしうる点にある¹⁹⁾。もつとも、身体損害・目的物以外の財産に対する損害に関する責任追及について、製造物責任のみが成立し、直接訴権の成立は否定されるとまで言えるかは、定かでない²⁰⁾。したがって、以下で本文が検討する責任追及の直接訴権は、目的物の欠陥それ自体を理由とする責任を追及するものに限る。

2 責任追及の直接訴権の規律と意義

(1) その根拠

責任追及の直接訴権は、従前からこれを一般的に認める明文規定は存在せず²¹⁾、判例が解釈論によってその存在を承認してきたものである²²⁾。

その解釈論上の根拠は、従物(*accessories*)・従たる権利の理論である。すなわち、民法一六一五条などが規定する「従物」には、有体物に従たる有体物のみならず、有体物に従たる権利を含む²³⁾。そして、中間者が第三者に対して有する債務不履行責任や担保責任に基づく権利は、物の所有者が行使すべきであるから、従たる権利に当たる。ゆえに、物の所有権が中間者から直接訴権者に移転すると、中間者が第三者に対して有する責任追及の権利も、直接訴権者に移転する。責任追及の直接訴権は、こうして中間者から移転された中間者の第三者に対する契約上の権利である²⁴⁾。

もつとも、契約を通じた権利の移転と言っても、債権譲渡と同様の債務者對抗要件(一三三四条一項)および第三者對抗要件(一三三三条二項)の具備は要しない²⁵⁾。また、債権譲渡は書面で行われなければ無効となるが

(二三二二条)、直接訴権にはこのような制約は課されない⁽²⁶⁾。したがって、債権譲渡と完全に同一視できるものではない。

なお、一九八〇年代には、複数の契約の連鎖(契約連鎖、chaines de contrats)が存在している点に着目する、契約群(groupes de contrats)の理論が有力となっており⁽²⁷⁾、判例も同理論から責任追及の直接訴権を基礎づけていた⁽²⁸⁾。しかし、破毀院全部会一九九一年七月二二日判決(Bull.civ.ass. plén. n°5)は、契約の相対効に関する民法一一六五条(現一一九九条)を参照して、契約群の理論によれば認められるべき注文者の下請人に対する直接訴権の成立を否定し、注文者は下請人に対しては不法行為責任を追及する権利のみを有するとして、同理論を排斥した。したがって、現在の判例は、より以前からの伝統的な法律構成である従たる権利の理論に回帰していると理解されている⁽²⁹⁾。

(2) その帰結

以上のような、所有権の移転に伴って中間者の第三者に対する権利が移転する、という法律構成の帰結として、責任追及の直接訴権は、判例上、以下のような規律に従っている。

① 直接訴権が認められるのは、物の所有権を移転させる契約が連鎖している場合に限られる。例えば、売買契約の連鎖において転買主が原売主に責任追及する場合や、売買契約と請負契約の連鎖において注文者が請負人の売主に責任追及する場合(請負人が買主として購入した欠陥品(例えば原材料)を請負目的物に組み入れた結果、請負目的物に欠陥が生じた場合)⁽³⁰⁾である。

もともと、先述の通り、注文者は下請人に対しては直接訴権を有さない⁽³¹⁾。同様に、下請人の売主に対しても、直接訴権を有さない⁽³²⁾。しかし、請負人は、下請人の売主に対して直接訴権を有するとされている⁽³³⁾。これらの判例

は整合的に説明することが困難とされており、少なくともこうした直接訴権の適用領域に関しては、従たる権利としての移転という法律構成は曖昧な点を残していると評さざるを得ない。⁽³⁴⁾

② 直接訴権者が行使する権利は、中間者・第三者間の契約上の権利である。⁽³⁵⁾したがって、第三者は、中間者・第三者間の全ての契約条項や抗弁を、直接訴権者に対抗できる。⁽³⁶⁾例えば、責任免除・制限条項、⁽³⁷⁾国内裁判管轄の指定条項、⁽³⁸⁾仲裁条項⁽³⁹⁾である。また、その結果、第三者の中間者に対する責任が成立しない場合は、直接訴権も成立しない。例えば、責任免除条項が存在する場合のほか、⁽⁴⁰⁾中間者にとって瑕疵が隠れていなかった場合も、第三者は中間者に対して瑕疵担保責任を負わないので、同責任に基づく直接訴権は成立しない。⁽⁴¹⁾時効や短期の期間制限（瑕疵担保責任の瑕疵発見時から二年の期間制限（民法一六四八条一項）など）も、中間者の第三者に対する契約上の権利として課せられ、⁽⁴²⁾そのために第三者が中間者に対して責任を負わなくなる場合には、直接訴権は成立しない。⁽⁴³⁾

反対に、直接訴権者・中間者間の契約条項の影響は受けず、中間者が直接訴権者に責任を負わない場合であっても、直接訴権の成立は妨げられない。⁽⁴⁴⁾例えば、中間者の責任を免除・制限する条項は、直接訴権に影響を与えず、⁽⁴⁵⁾また、直接訴権者にとって瑕疵が隠れておらず、中間者は直接訴権者に対して瑕疵担保責任を負わないとしても、直接訴権は成立する。⁽⁴⁶⁾なお、直接訴権者に対する中間者と第三者の責任が併存する場合は、両者の負う損害賠償債務は全部義務（obligation in solidum）となり、直接訴権者は責任の追及先を選択できる。⁽⁴⁷⁾

③ 直接訴権が成立する場合、第三者は契約責任を負うこととなるので、請求権非競合原則により、不法行為責任は成立しなくなる。⁽⁴⁸⁾

④ 従たる権利として移転する権利には、損害賠償請求権のみならず、解除権も含まれる。したがって、直接訴権者は、中間者・第三者間の契約の解除が可能である。⁽⁴⁹⁾このとき、第三者が直接訴権者に原状回復として返還

すべき金銭は、第三者が中間者から受領した代金の額であつて、中間者が直接訴権者から受領した代金の額ではない。⁽⁵⁰⁾

⑤ なお、確立した判例は、直接訴権の成立後も、中間者は直接かつ確実な利益 (intérêt direct et certain) が認められる限りで、第三者に対して責任を追及できるとしている。⁽⁵¹⁾ この判例は、当該利益の解釈次第では、直接訴権者が第三者の責任を追及した場合には権利移転が生じるが、中間者の責任を追及した場合には権利移転は生じない、との従たる権利としての当然移転を否定する結論や、⁽⁵²⁾ 直接訴権者と中間者に同一の権利が二重に帰属する結論をも導きうるものであるため、⁽⁵³⁾ その法律構成と整合しないと評されていた。⁽⁵⁴⁾ しかし、近時の判例には、中間者の権利行使を認める特別の契約条項が無い限りは、当該利益は認められず、中間者は権利行使ができない (直接訴権者に権利が移転する) としたものが⁽⁵⁵⁾ あり、不整合を是正したように見える。⁽⁵⁶⁾

以上のように、フランス法における責任追及の直接訴権は、適用領域については説明が困難な部分があるが、中間者の第三者に対する責任追及の権利が直接訴権者に移転する、ということとその法律構成としている。そして、近時の判例は、この法律構成と適合しない従前の判例を是正する傾向にある、⁽⁵⁷⁾ と言いうるのである。

(3) その存在意義

では、以上のような責任追及の直接訴権には、どのような存在意義が認められるのであろうか。この点については、変遷を見て取ることができる。

(a) 直接訴権者保護

初期において、責任追及の直接訴権が破毀院によって承認されるに至ったのは、⁽⁵⁸⁾ 物の最終取得者に救済を得さ

せるべく、直接訴権者に特別な保護を与えるためであつたと解することができる。⁽⁵⁹⁾

第一に、先述の通り、債権者代位権では、第三者から中間者に給付を行わせて、債権者平等の原則の下での分配を行わせうるに過ぎない。⁽⁶⁰⁾ また、物の最終取得者と中間者との間の契約に中間者の免責条項が存在している場合には、被保全債権が存在しなくなるため、債権者代位権は行使できない。⁽⁶¹⁾ 直接訴権は、このような債権者代位権の不都合を回避することを可能とする。

第二に、初期の判例においては、物の最終取得者による第三者の不法行為責任の追及は認められていなかった。⁽⁶²⁾ これを認めると、第三者の中間者に対する契約上の債務の不履行を理由として、不法行為責任として契約利益を追求できることとなり、契約の相対効に反するとの疑義が生ずるからである。⁽⁶³⁾ 直接訴権は、このような不法行為責任の不都合を回避することをも可能とする。

(b) 第三者保護

もつとも、後に破毀院は、この初期の判例を改めて、契約上の債務を不履行した者が、契約外の者に対して不法行為責任を負うことを認めた。⁽⁶⁴⁾ こうして不法行為責任の成立が肯定されると、責任追及の直接訴権の位置づけは変容を被ることとなり、専ら請求を受ける第三者を保護するための制度として機能するに至る。⁽⁶⁵⁾

なぜなら、第一に、責任追及の直接訴権は契約責任を内容とするものであるから、この直接訴権が成立すると、請求権非競合原則により不法行為責任は成立しなくなる。⁽⁶⁶⁾ 第二に、このとき第三者に課せられる契約責任は、中間者・第三者間の契約上の責任であるから、第三者は同契約上の責任免除・制限条項などの全ての契約条項を對抗でき、同契約を基準として短期の期間制限が課される。⁽⁶⁷⁾ また、債務不履行に基づく損害賠償の範囲は、原則として契約締結時に債務者が予見しまたは予見できた範囲に限定される(民法一二三―二三条)。第三に、これに対

して、直接訴権が成立しない者には（例えば、下請人に対する注文者など）、⁽⁶⁸⁾このような契約規範の制限に服さない不法行為責任を追及する権利が与えられる。⁽⁶⁹⁾

つまり、直接訴権者は、請求権非競合原則のために、不法行為責任を追及できる非直接訴権者に比して、不利な立場に置かれるのである。反対に、請求を受ける第三者は、直接訴権者に対して中間者との間で締結した契約に基づく責任しか負わなくなるという形で、自らの責任に関する予測（*prévision*）・予測可能性（*prévisibilité*）が保障されるから、不法行為責任を追及される場合に比して、有利な立場に置かれるわけである。⁽⁷⁰⁾

さらに、破毀院全部会二〇〇六年一月一六日判決（*Bull. ass. plén.*, n°9）は、賃借人から営業用財産である不動産の管理を委託された受託者による、賃借人に対する不法行為責任の追及を、「……第三者〔受託者〕は、〔賃借人の〕契約違反（*manquement contractuel*）が自身に損害を生じさせた場合、不法行為責任を基礎として、契約違反を援用することができる」、という非常に射程の広い一般論に基づいて認めた。⁽⁷¹⁾つまり、第三者の中間者に対する契約上の債務の不履行さえ存在すれば、それはその債務不履行によって損害を被った契約外の者との関係で当然に不法行為法上のフォートを構成し、契約外の者は当然に第三者の不法行為責任を追及できるのである。同判例の立場は、破毀院全部会二〇二〇年一月一三日判決（n°17-19363）においても踏襲されている。⁽⁷²⁾

それゆえ、以上の判例理論の下では、責任追及の直接訴権は、もはや直接訴権者保護の機能を有さず、むしろ不法行為責任を追及する権利を当然に有する者から、請求権非競合原則によりその権利を剝奪し、契約責任の追及のみを認めるという形で（言い換えれば、契約外の者による請求に契約規範の制限を及ぼすという形で）、請求を受ける第三者を保護する制度として純化されている、と言うことができる。⁽⁷³⁾

Ⅲ 二〇一七年民事責任法改正草案における直接訴権

以上を踏まえて、二〇一七年改正草案における責任追及の直接訴権を検討していこう。⁽⁷⁴⁾

1 規定の内容

(1) 契約責任と不法行為責任の区別

先述の破毀院全部会二〇〇六年一〇月一六日判決の立場は、学説上は殆ど支持されて来なかった。⁽⁷⁵⁾ 不法行為責任を当然に成立させて契約利益の賠償を認めることは、契約の相対効や両責任の区別の点で問題があるし、⁽⁷⁶⁾ 請求を受ける第三者は中間者との間の契約条項の対抗が認められないなど、自らの責任に関する予測可能性が害されるからである。⁽⁷⁷⁾

そこで、二〇一七年草案一二三四条一項は、契約上の債務の不履行により損害を被った契約外の者は、不法行為為上の責任原因 (*fait générateur*) を証明しなければ、不法行為責任を追及できないと規定することで、同判決の立場を改めた。その責任原因の一つであるフォートは、同一二四二条において「法律の規定の違反または一般的な慎重・注意義務の違反」、と定義されているから、契約上の債務の不履行は、当然には契約外の者に対するフォートを基礎づけないのである。⁽⁷⁸⁾

(2) 責任追及の直接訴権

この点を踏まえて、同一二三四条二項は、直接訴権に関して次の通りの明文規定を設けた。

「しかし、契約の正しい履行に正当な利益 (*intérêt légitime*) を有している第三者〔直接訴権者〕は、その者〔契約上の債務を不履行した者〕が自身に損害を与えたときは、契約責任に基づいて、契約違反を援用すること

ができる。契約当事者間で適用される責任の要件および制限は、その第三者〔直接訴権者〕に対抗できる。契約当事者の一方の契約責任を第三者〔直接訴権者〕との関係で制限する全ての条項は、書かれざるものとみなされる。⁷⁸⁾

同第一文によれば、契約の正しい履行に「正当な利益」が認められる者に、責任追及の直接訴権が与えられる。これは、請求権非競合原則（同一二三三条一項）の例外であり、責任原因が証明されれば不法行為責任も成立し、直接訴権者は、直接訴権に基づく契約責任と不法行為責任を選択して追求することができる、⁽⁷⁹⁾ということを含意している。この理は、同項が不法行為責任の原則を規定した一項を受けた上で、「しかし」で導かれる例外として直接訴権を規定していることよって、文言上表明されていると理解できる。そして、第二文によれば、この直接訴権は、従前の判例と同様に、第三者と中間者の間の契約の条項・責任の要件や制限に従う、中間者が第三者に有していた同契約に基づく責任追及の権利である。第三文は、第三者・中間者間の契約条項のうち、直接訴権者との関係での責任のみを制限するものは効力を有さない、との趣旨と解される。⁽⁸⁰⁾

2 その存在意義

(一) 直接訴権者保護

この直接訴権は、現行法とは異なつて、直接訴権者の不利益を回避させるために、直接訴権者を特別に保護する制度として位置づけが改められている、ということが出来る。

すなわち、仮に直接訴権が認められないと、直接訴権者が救済を得るためには、中間者に契約責任を追及するか、第三者に不法行為責任を追及する必要がある。しかし、第一に、中間者が無資力である場合には、同人に対する契約責任の追及は功を奏さないから、第三者への責任追及を認めなければ救済を得られない。⁽⁸¹⁾第二に、第三

者の不法行為責任が成立するためには、先述の通り不法行為法上の責任原因、特にフォートの存在の証明が必要となったところ、身体損害への一般的な注意義務が契約化した安全債務を除いて、⁽⁸²⁾契約相手方・債権者への給付に向けられた契約上の債務の不履行から、契約外の者に対する一般的な注意義務の違反(フォート)を導くことは、困難または不可能であると言われる。こうした契約上の債務は、契約相手方・債権者の利益にのみ向けられているからである。⁽⁸³⁾

つまり、二〇一七年改正草案における直接訴権は、こうして直接訴権者が救済を得られなくなる事態を避けるべく、直接訴権者に特別な保護を与える制度として位置づけられている。⁽⁸⁴⁾したがって、現行法のような、請求を受ける第三者の自己の責任に関する予測可能性を保障するという第三者保護の観点からは、もはや基礎づけられないと言えよう。⁽⁸⁵⁾

(2) その反映

以上のような直接訴権制度の位置づけが、現在の学説の議論に反映していると解される。

第一に、改正草案のように、直接訴権者に特別な保護を与える必要性は本当に存在するのか、その保護の反面として第三者に生ずる特別な不利益は正当化できるのか、疑問の対象とされる。

例えば、第三者の契約利益の賠償責任が認められることで、契約の相対効の原則と抵触が生じ、第三者の自己の責任に関する予測可能性が害される事態は、不法行為責任のみならず契約責任でも生じる、中間者の無資力はその全ての債権者が負うべきリスクである、損害を被った者全てに直接訴権が認められることになりかねない、⁽⁸⁶⁾身体損害は不法行為責任に一本化されているのに他の損害では被害者の保護が厚くなるのは不均衡である、⁽⁸⁷⁾などの疑問が呈されている。

第二に、特別な保護を与える必要性は認めたとあっても、直接訴権の成立範囲は、さらに同様の観点から吟味される。

一方で、契約群の理論からは直接訴権が認められるが、従前の判例は否定していた、注文者の下請人に対する責任追及には「正当な利益」が認められるとしつつ⁽⁸⁸⁾、契約連鎖の關係に無くとも、契約と密接な關係を有する者には同利益が認められるべきである、との見解がある⁽⁸⁹⁾。これは、直接訴権者保護の必要性を強調する見解と見ることが出来る。

他方で、「正当な利益」では文言が曖昧であり、損害を被った者全てに直接訴権が成立しかねないことから⁽⁹⁰⁾、ドイツの第三者のための保護効を伴う契約 (Vertrag mit Schutzwirkung für Dritte) の理論を参照して、直接訴権者が他の救済手段を持たないこと (補充性) 等を要件とすべきである、との立法提案がある⁽⁹¹⁾。こうした提案を受けた、直近の二〇二〇年七月二十九日の元老院の立法提案一三三四条二項も、正当な利益と共に補充性を直接訴権の要件としている⁽⁹²⁾。これらは、真に直接訴権者保護の必要性、第三者の不利益の正当化が認められる場合に限って、直接訴権の成立を認めようとする提案と見ることが出来る。

IV 結語

以上のように、責任追及の直接訴権は、契約責任と不法行為責任の区別、請求権非競合原則、契約の相対効といった原理的な問題と関わる。そして、近時の改正提案は、そういった諸問題を踏まえて、直接訴権者に付与される特別な保護と、その反面として第三者に生ずる特別な不利益との調整を行おうとしている。改正の今後の進展は不透明であるが、不法行為法上のフォートと契約上の債務の不履行の分離に伴って、少なくとも責任追及の

直接訴権の存在意義が、請求を受ける第三者の自らの責任に関する予測可能性を保障するべく請求に契約規範の制限を及ぼす、というものから、直接訴権者に特別な保護を付与するというものへと変容(初期の理念へと回帰)したことは、指摘することができる。

- (1) 加賀山茂「民法六一三条の直接訴権 * action directe * について」(一) (二) (完)「阪大法学一〇二号六五頁・一〇三号八七頁(一九七七)、特に一〇二号八七頁以下、工藤祐巖「フランス法における直接訴権 (action directe) の根拠について」(一) (二) (未完)」「南山法学二〇〇二卷二二三頁・三四号二七七頁(一九九六)、山田希「フランス直接訴権からみたわが国の債権者代位制度」(一) (三) (完)」「名古屋大学法政論集一七九卷一八一頁・一八〇卷二五三頁・一九二卷九三頁(一九九九)」。また、平野裕之「債権者代位権の優先的債権回収制度への転用」(一) (二) (三)「明治大学法律論叢七二卷二二三号一頁・四号六五頁・六号八三頁(二〇〇〇)」、二二三号九頁以下も参照。

- (2) 野澤正充「契約の相対的効力と特定承継人の地位」(一) (五) (完)「民商法雑誌一〇〇卷一〇八頁・二二〇二八二頁・四号六二〇頁・五号八六二頁・六号一〇六六頁(一九八九)、平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』(信山社、一九九〇)四二頁以下、谷口知平『五十嵐清編『新版注釈民法』(13)債権』(4)』(有斐閣、一九九六)四四四頁以下〔野澤正充〕、松浦聖子「フランスにおける契約当事者と第三者の関係および契約複合理論」慶應義塾大学法学研究七〇卷一二号五六一頁(一九九七)、都築満雄「複合取引の法的構造」(成文堂、二〇〇七)九六頁以下。

- (3) 近時の網羅的な仏語文献として、Gheslin (J.), Jamin (C.) et Biliau (M.), *Traité de droit civil, Les effets du contrat*, 3^e ed. LGDJ, 2001, pp.1163 et s.; Dross (W.), *Actions directes*, J.-Cl. civ., art. 1341-3, Contrats et obligations fasc. 38-1, 2017, Greau (F.), *Répertoire de droit civil*, Dalloz, 2019, V^o *Actions directes* を専ら参照しよう。

- (4) 契約相手方と債務者を分けて定義しているのは、例えば被害者の責任保険者に対する直接訴権においては、直接訴権者(被害者)と中間者(加害者)の間に契約関係は存在せず、不法行為に基づく損害賠償請求権のみ存在する一

方で、責任追及の直接訴権は、直接訴権者の中間者に対する債権が存在しなくとも、契約関係さえ存在すれば認められるためである（注(42)および対応する本文参照）。

(5) 近時の邦語文献として、瀬戸口祐基「債権者代位権制度のフランスにおける位置づけ」神戸法学雑誌六八巻四号二七三頁（二〇一九）二八七頁以下。

(6) Dross, *supra* note 3, n^o2. Gréau, *supra* note 3, n^{os}3-4. 工藤・前掲注(1)二号二四二五頁、山田・前掲注(1)一七九卷一八三一一八四頁。

直接訴権との対比では、債権者代位権は間接訴権 (action indirecte) と称される（加賀山・前掲注(1)一〇二号八八頁、工藤・前掲注(1)二号二四頁、瀬戸口・前掲注(5)二七四頁注(3)）。

(7) 要件に着目すると、明文規定を必要とする真正直接訴権 (véritables / vraies actions directes, 狭義の直接訴権) と、明文規定を要せず解釈論によって説明できる不真正直接訴権 (fausses / pseudo - actions directes, 広義の直接訴権) との類型化が可能である (Solus (H.), *L'Action directe et l'interprétation des articles 1753, 1798, 1994 du Code civil*, thèse Paris, 1914, pp.34, 198 et 227-228; Dross, *supra* note 3, n^o6; Gréau, *supra* note 3, n^o12)。

効果に着目すると、直接訴権者の中間者に対する債権の発生時点で、中間者の第三者に対する債権に処分禁止・弁済禁止の効力が生じる完全直接訴権 (actions directes parfaites) と、直接訴権の行使時点に於いた効力が生じる不完全直接訴権 (actions directes imparfaites) との類型化が可能である (Plancqueel (A.), *Contribution à l'étude des actions directes*, thèse Lille, 1935, p.96; Dross, *supra* note 3, n^o107; Gréau, *supra* note 3, n^o107; 加賀山・前掲注(1)一〇二号九〇九一頁、山田・前掲注(1)一八〇卷二八二頁)。

その他にも、場面・機能に着目して、所有権・利益・労務という価値の移転が存在している場面の直接訴権と、それらが存在せず弁済の担保として機能する直接訴権と、この独自の類型もある (Dross, *supra* note 3, n^o50)。

(8) JORF n^o0035 du 11 févr. 2016, texte n^o2を参照。Gheslin, Janin et Biliau, *supra* note 3, p.1229; Gréau, *supra* note 3, n^o51; Viney (G.), *Traité de droit civil, Introduction à la responsabilité*, 4^eéd., LGD, 2019, p.491; Le Tourneau (P.) (sous la direction de), *Droit de la responsabilité et des contrats - Régimes d'indemnisation*, 12^eéd., Dalloz, 2021, p.1251, n^{os}311621 et s.が採用している。

- ただし、細分類は異なりうる。Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1229 et 1260, §4 Greáu, *supra* note 3, n^{os} 51-52 et 79を参照。
- (9) 山田希「賃貸人の転借人に対する直接訴権」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、二〇一二）二二六頁。
- (10) 作内良平「建築下請人の報酬債権担保と直接訴権：フランスにおける一九七五年法を素材として」本郷法政紀要 一五卷（二〇〇六）三七頁。
- (11) その他の例については、Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1229 et s., Greáu, *supra* note 3, n^{os}52-86. 邦語文献として、工藤・前掲注（一）二二〇頁以下・三四号二七八頁以下、山田・前掲注（一）一七九卷一八九頁以下・二〇三頁以下など。
- (12) 同条は履行請求の直接訴権にのみ関係し、責任追及の直接訴権の法定を要求するものではなく（JORF, *supra* note 8, texte n^o2, François (G.), *Les obligations régime général*, 4^{ed}, Economica, 2017, p.437 note 4, Greáu, *supra* note 3, n^o11など）。文言としても、同条は債権の「履行（paiement、弁済）」に関する直接訴権を対象としている。つまり、履行請求の直接訴権は真正直接訴権である（注（7）参照）。なお、完全直接訴権か不完全直接訴権かは、明文規定の規律内容に応じて定まる。
- (13) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1165-1166, JORF, *supra* note 8, texte n^o2, François, *supra* note 12, p.437 など。また、Dross, *supra* note 3, n^o6, Greáu, *supra* note 3, n^o2. 同原則に関する邦語文献として、野澤・前掲注（二）一号一―三頁以下。
- (14) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1165-1166, JORF, *supra* note 8, texte n^o2, François, *supra* note 12, p.437 など。また、Dross, *supra* note 3, n^o6, Greáu, *supra* note 3, n^o4.
- (15) 一般法上の債務不履行責任を生じさせる適合物給付義務違反（*defaut de conformité*）でも、直接訴権は成立する（破毀院第一民事部一九八三年三月九日判決（Bull.civ. III, n^o92）、破毀院全部会一九八六年二月七日判決（Bull.civ. ass plén., n^o2）など）。Dross, *supra* note 3, n^o15, Greáu, *supra* note 3, n^o89, 野澤・前掲注（二）六四五―六四六頁、平野・前掲注（二）六九頁以下、都築・前掲注（二）一〇一頁も参照。

- (16) 瑕疵担保責任（民法一六四一条）が典型例である（破毀院民事部一八八四年二月二二日判決（D1885.1357）など多数。野澤・前掲注（2）四号六二五・六二六頁、平野・前掲注（2）四二頁以下・六九頁以下を参照）。ほか、追奪担保責任（民法一六二・六条）でも直接訴権は成立する（破毀院第三民事部一九九〇年三月二九日判決（Bull.civ. III, n°93））。Dross, *supra* note 3, n°15, Gréau, *supra* note 3, n°89.
- 消費法典上の適合性担保責任（L.二一七・四條以下）については、後述の従たる権利の理論から、中間者は消費者ではなく事業者であったため、第三者に対して当該担保責任を追及する権利を有さず、中間者から直接訴権者に移転する権利が存在しなかったことを理由として、直接訴権の成立を否定した破毀院第一民事部二〇一八年六月六日判決（Bull.civ.I, n°102）が⁸⁸（Gréau, *supra* note 3, n°100, Viney, *supra* note 8, p.492, note 530）。
- (17) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1173 et s., 1251 et s., Gréau, *supra* note 3, n°84 et s.
- (18) 平野・前掲注（2）四二頁以下、同「EU各国の製造物責任 III フランス」小林秀之責任編集『新製造物責任法体系I海外編〔新版〕』（弘文堂、一九九八）四四四頁に詳しい。
- (19) Ancel (P), *Les arrêts de 1988 sur l'action en responsabilité contractuelle dans les groupes de contrats, quinze ans après*, in *Mélanges Ponsard (A)*, Litec, 2003, p.3, p.13 note 47 et p.27, Gréau, *supra* note 3, n°100, Le Tourneau, *supra* note 8, p.1257, n°3116,42 ⁸⁹が「の趣旨と見え⁹⁰」。
- (20) 民法一二四・一七条一項は、製造物責任の規定は、被害者の有する他の契約責任、契約外責任、特別の責任に基づく権利に影響を与えないとしている。ゆえに、同項を文言通り読めば、身体損害・目的物以外の財産に対する損害についても、従前と同様に直接訴権の成立は妨げられない（後藤巻則『消費者契約の法理論』（弘文堂、二〇〇一）二八七頁）。
- しかし、同項制定後の欧州司法裁判所二〇〇二年四月二五日判決（C-183/00, 同日付のC-52/00も同趣旨）は、製造物責任に関する一九八五年七月二五日EC理事会指令一三条について、製造物責任との併存が認められるのは、瑕疵担保責任やフォートに基づく責任といった異なる根拠に基づく責任に限られ（n°31）、同一の根拠に基づく責任は併存しないとされた（n°33）。したがって、同項の下でも、安全性の欠如という製造物責任と同一の根拠を有する、結果債務としての安全債務違反に基づく責任や（後藤・本注二六〇頁以下）、物の所為に基づく責任は、成立しない

(Viney (G.), Jourdain (P.) et Carval (S.), *Traité de droit civil, Les régimes spéciaux et l'assurance de responsabilité*, 4^e éd. LGDJ, 2017, pp.90-92. Le Tourneau, *supra* note 8, p.2572, n°6311.12 (43)). それらと、身体損害・目的物以外の財産に対する損害に関する直接訴権も、債務不履行責任・担保責任ではあるが、安全性の欠如を根拠とするものとして、否定されることも言いつらる (Viney, Jourdain et Carval, *op.cit.*, p.94 が、瑕疵担保責任に関してこの趣旨か)。より一般的に、契約上の債務不履行を構成すれば契約責任・直接訴権が成立するが、身体損害のように債務不履行を構成しないものには不法行為責任が成立すると、損害の種類と債務不履行の有無を対応させた區別をする見解もある (Le Tourneau, *supra* note 8, p.1257, n°3116.42 など)。

さらに、身体損害に関しては、二〇一六年四月二十九日民事責任法改正準備草案一二三三条二項は、契約外責任のみによって規律されるとしていた。しかし、二〇一七年改正草案一二三三一条二項は、契約外責任であるにもかかわらず、被害者は自己に有利な契約条項を援用できるとする (以上、平野裕の「身体損害についての損害賠償責任の一元化」慶應義塾大学法学研究九〇巻五号一頁(二〇一七)、二四頁以下・三七頁)。また、二〇二〇年七月二十九日の元老院の民事責任法改正提案一二三三三条二項は、身体損害に関する両責任の併存を、少なくとも契約当事者間においては、請求権競合原則の例外として認めよう (Senat, 2019-2020, n°678, Proposition de loi, p.17, *id.*, n°663, Rapport d'information, pp.34 et s.)。契約当事者間で契約責任が成立すれば、後述の従たる権利の理論からは、直接訴権者にその責任追及の権利が移転する形で、直接訴権が成立しうると言える (同提案における直接訴権の規律は、注(92)および対応する本文も参照)。

(21) 明文規定としては、建売不動産の売買契約の連鎖における売主の転得者に対する責任 (民法一六四六一条二項)、および、建築請負人の転得者に対する責任 (一七九二条一項)、がある。

しかし、これら以下に見る判例法理の一部が明文化されたものに過ぎず、一八〇四年起草時民法典には存在しなかったものである (Greau, *supra* note 3, n°90、野澤・前掲注(2)四号六三二一―六三三三頁)。

(22) つまり、責任追及の直接訴権は不真正直接訴権である (注(7)参照。Greau, *supra* note 3, n°104)。

なお、完全直接訴権か不完全直接訴権かは、この分類は中間者が保持する第三者に対する権利を差し押さえたのと同様の効果 (固定化、immobilisation) が生じる時点に着目したものであるから、中間者から直接訴権者に権利が移

転する責任追及の直接訴権はいずれでもない、と言うべきであろう。ただし、弁済や相殺などの契約に外在する抗弁の対抗の時点は、明確にされていないようであるが、やはり問題とならう (Dross, *supra* note 3, n^{os}107 et 115が不完全直接訴権としているのは、この趣旨と解される)。

(23) 有体物に從属するのが従物、権利に從属するのが従たる権利であるから、正確には、有体物の所有権という権利に從たる権利とらうべきである (Puig (P.), *Faut-il supprimer l'action directe dans les chaines de contrats ?*, in *Mélanges Calais-Auloy* (J.), Dalloz, 2004, p.913, p.920, Deshayes (O.), *La transmission de plein droit des obligations à l'ayant cause à titre particulier*, LGDJ, 2005, pp.263-264)。

(24) 以上につき Dross, *supra* note 3, n^o14, Gréau, *supra* note 3, n^{os}28 et 94, 特に最初にこの理を示した判例として、売買の連鎖における瑕疵担保責任について、注(16)・破毀院民事部一八八四年二月二二日判決「……物の売買は、その全ての従物、特に売主〔中間者〕がその物を契機として取得しえた〔第三者に対する〕訴権を包含する」。また、注文者による請負人の売主に対する適合物給付義務違反の追及について、注(15)・破毀院全部会一九八六年二月七日判決「しかし、注文者〔直接訴権者〕は、転得者と同様に、前主〔請負人・中間者〕に帰属していた物に付着する〔第三者に対する〕全ての権利および訴権を享受する」。

邦語文献として、野澤・前掲注(2)一号一二六頁以下・四号六二五頁以下・六四八頁以下、谷口〓五十嵐・前掲注(2)四四五―四四七頁〔野澤〕、都築・前掲注(2)九六一―〇一頁など。

(25) もっとも、現行法では、債権譲渡の第三者対抗要件は譲渡行為が行われた時点で当然に備わるから(同項)、当然に第三者に対抗できるという点では、直接訴権と相違は無い。

(26) 以上の点につき、履行請求の直接訴権も含めて Dross, *supra* note 3, n^o13, Gréau, *supra* note 3, n^o27.

(27) 特に契約群の理論を提唱した Teyssie (B.), *Les groupes de contrats*, LGDJ, 1975 (都築・前掲注(2)一一八頁以下)・下位契約に関する Nèret (J.), *Le sous-contrat*, LGDJ, 1979 (都築・前掲注(2)一二二頁以下)。近時の著作として Bacache-Gibelin (M.), *La relativité des conventions et les groupes de contrats*, LGDJ, 1996 (都築・前掲注(2)一三二頁以下)。

(28) 破毀院第一民事部一九八八年六月二二日判決 (Bull.civ. I, n^o202)など。

(29) 以上の判例の展開は、Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1174-1175, 1183-1188, 1198-1199, 1251 et s., Dross, *supra* note 3, n^{os}14 et s., Gréau, *supra* note 3, n^{os}28, 94 et s., Viney, *supra* note 8, pp.575-576, Terré (F.), Simler (P.), Lequette (Y.) et Chénede (F.), *Droit civil, Les Obligations*, 12^eed., Dalloz, 2019, pp.766-767, 1177-1178, 1676, Le Tourneau, *supra* note 8, pp.1251 et s., n^{os}311632 et s. なを参照。邦語文献として、野澤・前掲注(2)四号六二五、六四七頁(1991年判決以前まで)、松浦・前掲注(2)五七三、五七六頁、谷口〓五十嵐・前掲注(2)四四五、四四八頁〔野澤〕、山田・前掲注(1)一八〇号二五八、二六〇頁、都築・前掲注(2)一〇二頁以下、同「契約の相対効」と契約群」松川ほか編・前掲注(9)一六九頁以下を参照。

(30) 判例の列挙は控える。例として注(15)(16)を参照。

(31) 注(29)に対応する本文の前に見た、破毀院全部会一九九一年七月二二日判決。

(32) 破毀院第三民事部二〇〇一年一月二八日判決 (Bull.civ.Ⅲ,n^o137)。

(33) 破毀院第三民事部二〇一四年一月二六日判決 (Bull.civ.Ⅲ,n^o159)。

(34) 判例の立場は、要するに、直接訴権者と請求を受ける第三者との間に、二つの請負契約(下請関係)が介在している場合には直接訴権は成立せず、一つであれば成立する、と見るものである。しかし、この解決を正当化するのは難し(Dross, *supra* note 3, n^{os}17 et 55, Gréau, *supra* note 3, n^{os}95-98, Le Tourneau, *supra* note 8, pp.1254-1255, n^o311636 参照)。

第一に、請負契約に基づく所有権取得の根拠について、見解が一致していない。一方で、下請人の所有物は注文者の財産に添付 (accession) し、原始取得によつて注文者に帰属するのであり、請負契約による承継取得ではなくする(Mazeaud (H. L. J.) et Chabas (F.), *Leçons de droit civil*, t.2, vol.1, *Obligations, théorie générale*, Montchrestien, 1998, p.881) 判例と異なる(1) 請負契約が一つでも介在している場合は直接訴権を否定すべき(2) とする (Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1201 参照)。他方で、請負契約にも所有権移転の効果が認められる (Puig, *supra* note 23, pp.927-928, *id.*, *La qualification du contrat d'entreprise*, LGDJ, 2002, pp.634 et s. なを) または原始取得か承継取得かという法形式を重視すべき(3) はな(4) する(5) (Maugny (D.), *L'actualité des actions directes dans les chaînes de contrats*, in *Mélanges Béguin* (J.), Litec, 2005, p.449, pp.457-458 459) 判例と異なる(6) 請負契

約が二つ介在している場合も直接訴権を肯定すべきこととなる。

第二に、結論の妥当性に問題がある。すなわち、注文者の下請人に対する直接訴権の成立を否定し、不法行為責任の追及のみを認めると(注(29)に対応する本文の前を参照)、下請契約上の契約条項を注文者に対抗できないこととなるが(注(69)および対応する本文参照)、これは同一の給付を目的としており二つの契約の関係が特に密接である下請関係の規律として妥当と言えるか、つまり他の契約連鎖よりも契約責任たる直接訴権の成立を認めるべき必要性があるのではないのか、との疑問が生ずる(Ancel, *supra* note 19, pp.24-25; Viney, *supra* note 8, p.501)。

(35) 最初にこの理を明確にした判決として、破毀院第一民事部一九七九年一月九日判決(Bull.civ. I, n°241)「……転得者が製造者や中間売主に対して有する、製造売却された物の瑕疵担保の直接訴権は、必然的に契約の性質を有する……」。Gréau, *supra* note 3, n°91, 野澤・前掲注(2)四号六三六―三三七頁、谷口Ⅱ五十嵐・前掲注(2)四四六―四四七頁〔野澤〕・都築・前掲注(2)九八頁なす。

(36) 破毀院第三民事部一九九二年五月二六日判決(Bull.civ. III, n°175)「……直接訴権者(Sochan社)は契約の性質を有する訴権を行使しているので、第三者(Wanson社)は、自己の契約相手方〔中間者〕に対抗することができた全ての防御方法を、直接訴権者に対抗するべきが……」なす。Gheslin, Jamain et Billiau, *supra* note 3, pp.1288-1289, Dross, *supra* note 3, n°101, Gréau, *supra* note 3, n°30.

(37) 注(36)・破毀院一九九二年五月二六日判決なす。

(38) 破毀院第一民事部一九九一年一月三〇日判決(Bull.civ. III, n°251)。ただし、この解決は他の類型の直接訴権にまでは一般化されていない(Dross, *supra* note 3, n°97, 山田・前掲注(一)一八〇号二七六頁参照)。

(39) 破毀院第一民事部二〇〇七年三月二七日判決(Bull.civ. I, n°129)なす。

かつては、対抗を否定する判決や(破毀院第一民事部一九九〇年一月六日判決(Bull.civ. I, n°230)。山田・前掲注(一)一八〇号二七六―二七七頁参照)、直接訴権者が当該条項を合理的に知らなかったのであれば対抗できないとする判決があり(破毀院第一民事部二〇〇一年二月六日判決(Bull.civ. I, n°22))、従たる権利としての移転という法律構成と齟齬を来していたが、是正されたものと見える(この点の変遷はDross, *supra* note 3, n°98が詳しく)。

なお、二〇一六年一月一八日改正後の民法二〇六一条による影響についてはGréau, *supra* note 3, n°143.

- (40) 注(36)・破毀院一九九二年五月二六日判決⁵¹⁾。
- (41) 破毀院第一民事部一九九五年六月二〇日判決 (Bull.civ. I, n°275) 及び。適合物給付義務違反につき同旨、破毀院第一民事部二〇〇四年七月二三日判決 (n°01-12040)。
- かつては、中間者にとって瑕疵が隠れているかどうかは直接訴権の成否に影響を与えないとした判決もあったが (破毀院商事部一九八七年一月二四日判決 (Bull.civ. IV, n°250)。山田・前掲注(1)一八〇号二五六―二五七頁)、これは現在では孤立した判決と見られてくる (Gréau, *supra* note 3, n°29 et 129, Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1253, Dross, *supra* note 3, nos 20, 102 et 115 を参照)。
- (42) 時効については、二〇〇八年六月一七日の時効法改正前は、契約上の責任追及が原則三〇年 (同改正前二二六二条)、不法行為上の責任追及が原則一〇年であり (一九八五年七月五日法)、差異が存在していたが、同改正によって両者は原則五年に統一された (民法三二二―三四条)。Viney (G.), Jourdain (P.) et Carval (S.), *Traité de droit civil, Les effets de la responsabilité*, 4^e éd., LGDJ, 2017, p.807 を参照。
- 時効の進行時期については、注文者の請負人の売主に対する直接訴権について、売主から請負人への物の引渡し時点から時効が進行するとし、この時効の完成を理由に直接訴権を否定した、破毀院第三民事部二〇一八年六月七日判決 (Bull.civ. III, n°59)。また、売買の連鎖における直接訴権 (転得者は請負人) について、瑕疵担保責任に関する民法一六四八条の期間制限に重ねて、商法 L. 110―四条の時効が最初の契約時から進行するとし、この時効の完成を理由に直接訴権を否定した、破毀院商事部二〇一九年一月一六日判決 (n°17-21477)。Dross, *supra* note 3, n°115, Viney, *supra* note 8, p.498, note 570, Le Tourneau, *supra* note 8, p.1254, n°311635 を参照。
- 短期の期間制限については、注文者の請負人の売主に対する直接訴権について、中間者 (請負人・買主)・第三者 (売主) 間の売買契約に C I S G が適用され、同三九条の不適合通知の遅れにより中間者は第三者に責任追及できなかつたために直接訴権の成立を否定した、破毀院第三民事部二〇一九年四月一八日判決 (n°17-26674)。
- (43) 注(42)の諸判例を参照。
- (44) かつては、契約群の理論の下、中間者が直接訴権者に責任を負うことが要件となり、直接訴権者は中間者と第三者の責任のいずれか低い方を限度として成立する、という「二重の制限 (double limite)」を課す判決があったが

- (43) 破毀院第一民事部一九八八年三月八日判決 (Bull.civ. I, n°69) など。都築・前掲注(2)一〇二一〇五頁参照。現在の判例はこれを採用せず、第三者の責任とどういつの制限のみを課している (Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1289, Puig, *supra* note 23, p.941, Dross, *supra* note 3, n°118, Gréau, *supra* note 3, n°112 et 118)。
- (44) 破毀院商事部二〇〇二年五月二二日判決 (Bull.civ.IV, n°89) など。
- (45) 破毀院第三民事部一九七五年一〇月二八日判決 (Bull.civ.III, n°311) など。同様に、直接訴権者・中間者間の売買契約が競売に基づくものであり、中間者が直接訴権者に担保責任を負わなうとしても (民法一六四九条)、直接訴権の成立は妨げられない (破毀院第一民事部一九九二年三月三日判決 (n°90-17,040))。
- (46) 破毀院第一民事部一九八八年七月六日判決 (Bull.civ. I, n°231) など。Gréau, *supra* note 3, n°125。
- (47) 注(35)。破毀院一九七九年一〇月九日判決が「必然的に」契約責任であると判示しているのはこの趣旨である。Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1181, Gréau, *supra* note 3, n°91, Viney, *supra* note 8, pp.491-492 など。
- (48) 破毀院商事部一九八二年五月一七日判決 (Bull.civ.IV, n°182) など。かつては解除権の移転・行使を否定した判例もあったが (破毀院商事部一九七三年一月二七日判決 (D.1974, p.318))、現在の判例はこれを認めている (Dross, *supra* note 3, n°128, Gréau, *supra* note 3, n°88-89)。
- (49) 破毀院第一民事部一九九三年一月二七日判決 (Bull.civ. I, n°45) など。Dross, *supra* note 3, n°128, Gréau, *supra* note 3, n°149。
- (50) 破毀院第三民事部一九七九年三月二二日判決 (Bull.civ.III, n°73)、破毀院第三民事部一九八二年四月二〇日判決 (Bull.civ. III, n°95)、破毀院第三民事部一九八三年四月二六日判決 (Bull.civ. III, n°91)、破毀院第一民事部一九八八年一月一九日判決 (Bull.civ. I, n°20)、破毀院第三民事部一九九五年五月三十一日判決 (Bull.civ. III, n°133) など。
- (51) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1199, Dross, *supra* note 3, n°19。
- (52) Gréau, *supra* note 3, n°29 はこの趣旨か。関連して、中間者の第三者に対する損害賠償請求訴訟の提起は直接訴権の成否に影響を与えないとした、破毀院第三民事部二〇一三年七月一〇日判決 (Bull.civ. III, n°102)。
- (53) Viney, *supra* note 8, p.499 など多数。もともと、従たる権利として直接訴権者に移転していた権利が、中間者が直接訴権者に損害賠償を支払うことで賠償者代位により中間者に復帰する、との正当化は可能である (Dross, *supra*

- note 3, n°19(なま)。しかし、この法律構成によると、中間者が直接訴権者に損害賠償を支払うことが中間者の第三者に対する責任追及の要件となるが、判例はこのようには解していないとされる (Ancel, *supra* note 19, pp.14-15)。
- (55) 破毀院第三民事部二〇一三年一月五日判決 (n°12-13,923)。
- (56) Gréau, *supra* note 3, n°29 et 97 がこの趣旨を見える。
- (57) 本文⑤で見た中間者の第三者に対する責任追及の可否の他、仲裁条項の対抗 (注(39))、中間者にとって瑕疵が隠れていることの要否 (注(41))、二重の制限 (注(42)) に関する判例の展開を参照。
- (58) 最初の判決は、注(16)・破毀院民事部一八八四年十二月二二日判決である。
- (59) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1173-1174, 1225. Ancel, *supra* note 19, p.10. Gréau, *supra* note 3, n°3, 91, 101 et 104. Viney, *supra* note 8, p.564.
- (60) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1174. Gréau, *supra* note 3, n°3, 注(4)(5)参照。
- (61) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1174. Gréau, *supra* note 3, n°28.
- (62) 例えば、破毀院民事部一八六九年七月二七日判決 (D.1869,1,350) 破毀院民事部一八九五年一月一八日判決 (D.1896,1,16. 同 note (4) 参照) など。Viney, *supra* note 8, p.564, note 995.
- (63) Ancel, *supra* note 19, p.18. Viney, *supra* note 8, p.564.
- (64) 嚙矢は破毀院審理部一八九七年二月二三日判決 (S.1898,1,65, note Esmein (A.)) であるとされる。一般的に定式化したのは、破毀院民事部一九三二年七月二二日判決 (DH.1931,506) であり、破毀院審理部一九三六年三月九日判決 (DH.1936,233) 同一九三七年三月八日判決 (D.1938,1,76, note Savatier (R.)) が続く (Ancel, *supra* note 19, p.18. Viney, *supra* note 8, p.564, note 1001. Savatier, *op.cit.*, p.76)。
- なお、Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1225, note 404. Gréau, *supra* note 3, n°91 は、一九三七年判決を嚙矢と見なす。
- (65) Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, pp.1225-1226. Ancel, *supra* note 19, pp.10-11, 17-20. Gréau, *supra* note 3, n°91-92, 101 et 104.
- (66) 注(48)および対応する本文を参照。破毀院一九七九年一〇月九日判決の以前は、直接訴権と不法行為訴権が併存

- し、選択的な行使が可能であったことである。(Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1225 参照)。
- (67) 注(35)―(41)および対応する本文を参照。特に Ancel, *supra* note 19, pp.10 et 15, Gréau, *supra* note 3, n^{os}91-92。
- (68) 注(32)および対応する本文を参照。
- (69) Bakouche (D), *La nature de la responsabilité civile dans les groupes de contrats*, Responsabilité civile et assurances, n^o2 février 2019, p.17, p.18, Viney, *supra* note 8, pp.573-574, 582。
- 邦語文献として、パトリス・ジュールダン／荻野奈緒〔訳〕「不法行為責任と契約責任の関係」中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』(商事法務、二〇二〇)三四一頁、三四四―三四五頁。
- (70) Ancel, *supra* note 19, pp.10-11, Gréau, *supra* note 3, n^{os}101 et 104, Bakouche, *supra* note 69, p.20,ほか、Puig, *supra* note 23, p.938-940, Ghestin, Jamin et Billiau, *supra* note 3, p.1225, Dross, *supra* note 3, n^o75。
- (71) 同判決前後の動向については Bacache (M.), *Relativité de la faute contractuelle et responsabilité des parties à l'égard des tiers*, D. 2016 n^o25, p.1454, pp.1454-1456, Viney, *supra* note 8, pp.571-586, 邦語文献として、荻野奈緒「契約不履行により経済的損害を被った第三者の不法行為法による保護」同志社法学六〇巻六号三九一頁(二〇〇九)、三九六頁以下・四〇八頁以下、同「契約の第三者効と不法行為責任」松川ほか編・前掲注(9)二四七頁以下。簡潔には、直接訴権の概略を含め、中原太郎「不法行為法」岩村正彦・大村敦志・齋藤哲志編『現代フランス法の論点』(東京大学出版会、二〇二二)一八九頁、一九四頁。
- (72) 同判決は、二〇〇六年判決後に同判決と抵触する判断を示していた破毀院判決を批判し(註16)、以上の論理を明確にして踏襲した(n^o17-24)。
- (73) Puig, *supra* note 23, p.938-940, Ancel, *supra* note 19, pp.20-21, 25, Gréau, *supra* note 3, n^o101 参照。
- (74) 同草案については、翻訳として、鈴木清貴「フランス民事責任改正草案(二〇一七年三月一三日)試訳」武蔵野法学七号五七頁(二〇一七)、中原編著・前掲注(69)五二〇頁。また、ベルギー民事責任法改正草案との比較として、パスカル・アンセル／中原太郎〔訳〕「ドイツ法の観点から見たフランスおよびベルギーの民事責任法改正」中原編著・前掲注(69)四九三頁、中原太郎「契約外責任(不法行為)法におけるフランス法主義とその変容」NBL一一八三号四頁(二〇二〇)。

なお、二〇一六年準備草案Ⅲ(冒頭部分)も、売買契約に関する民法一六〇三条に二項を追加する形で、責任追及の直接訴権の明文規定を設けていた(翻訳として、鈴木清貴「フランス民事責任改正法草案(二〇一六年四月二九日)試訳」武蔵野大学政治経済研究所年報一四号一二二頁(二〇一七)、「一二六頁)。その内容は、殆ど従前の判例のリストイットメントに留まっており、唯一の特徴は、注(42)で見た二重の制限を明文化した点にある。しかし、これは従たる権利の移転という法律構成、および現在の判例と整合しなう(Bacache, *supra* note 71, p.1460)。そのため、二〇一七年草案ではこの制限は撤廃されている。

その他の草案については、注(79)を参照。

(75) Rapport du groupe de travail CA Paris, *La réforme du droit français de la responsabilité civile et les relations économiques*, 2019, p.20 は、殆ど全ての論者が同判決は維持べきだと考えているように。

(76) Puig, *supra* note 23, p.938. Ancel, *supra* note 19, p.19, Bacache, *supra* note 71, pp.1456-1457, Bakouche, *supra* note 69, p.20.

(77) Puig, *supra* note 23, p.938. Ancel, *supra* note 19, pp.20 et 28. Bacache, *supra* note 71, pp.1456. Deshayes (O.), *La nouvelle mouture de l'avant-projet de loi de réforme de la responsabilité civile : retour sur la responsabilité des parties à l'égard des tiers*, RDC, 2017 n°2, p.238. Bakouche, *supra* note 69, p.20. Viney, *supra* note 8, pp.573-574. 注(67)-(69)および対応する本文を参照。

(78) 二〇一六年準備草案一二三四条・一二四二条も同趣旨。

(79) Juen (E), *Le droit des tiers à la réparation du dommage causé par une faute contractuelle*, RDC, 2017 n°3, p.533, p.537 (同原則への抵触を、責任原因が異なる点から正当化する) Borghetti (J.-S.), *La responsabilité des contractants à l'égard des tiers dans le projet de réforme de la responsabilité civile*, D. 2017 n°32, p.1846, p.1847, Leveneur-Azémar (M.), *Une solution convaincante pour l'engagement de la responsabilité des contractants par les tiers - À propos de l'article 1234 du projet de réforme de la responsabilité civile*, JCP G 2017, n°46, p.2034, pp.2034-2035 (同原則への抵触を、同原則の趣旨は債務者が契約責任を逃れるために不法行為責任を主張するのを認めないことにあると見た上で、改正草案は逆に契約責任を付加するものである点から正当化する) Bakouche, *supra* note

- 69, p.21. Viney, *supra* note 8, pp.587-588, 604.
- 同様に選択権を与える立法提案として、二〇〇五年カタラ草案一三四二条一項・二項 (Gréau, *supra* note 3, n°102, Viney, *supra* note 8, p.586) / 二〇一〇年ステイユ立法提案一三八六十八条 (Sénat, 2009-2010, n°657, Proposition de loi, p.13) があつた (画者注) かつ Bacache, *supra* note 71, p.1460, Deshayes, *supra* note 77, p.239)。先駆的な学説として Ancel, *supra* note 19, pp.35-36.
- こうした選択権につき、邦語文献として、シュルタン／荻野・前掲注(69)三四五二三四八頁。
- (80) しかし、この第三文の立法趣旨は不明である (Viney, *supra* note 8, p.583 は、それゆゑに草案からの削除を求めている)。従前の議論にも同様の提案は見当たらないからである。
- そのためか、二〇二〇年の元老院の立法提案では、この第三文に相当する規定は存在しなく (Sénat, *supra* note 20, Proposition de loi, p.18)。
- (18) Bakouche, *supra* note 69, p.20, Leveneur-Azémar, *supra* note 79, p.2035, Viney, *supra* note 8, p.500.
- (82) 注(20)参照。
- (83) Bacache, *supra* note 71, p.1457-1458, Deshayes, *supra* note 77, p.239, Leveneur-Azémar, *supra* note 79, pp.2035 et 2036, Bakouche, *supra* note 69, p.21, Juen, *supra* note 79, p.536 が同旨か。
- (84) Deshayes, *supra* note 77, p.241, Borghetti, *supra* note 79, p.1848 が、この直接訴権は、狭義の、真の「先取特権」であり、法定担保権であると述べていることは、こうした理解を裏付けよう。
- 立法経緯としても、契約上の債務不履行と不法行為法上のフォートを分離しつつ、直接訴権の成立を従前の判例の範囲に留めていた二〇一六年準備草案に対して (注(74))、契約群理論の支持者である Bacache, *supra* note 71, pp.1457 et s. が、直接訴権者保護の観点を強調し (注(83)および対応する本文)、広く直接訴権を認めるべきと主張したことが、二〇一七年草案に影響を与えている (Borghetti, *supra* note 79, p.1847)。
- なお、直接訴権により賠償の連鎖を避けられる、とらう政策的な必要性も存在する (Deshayes, *supra* note 77, p.241, Borghetti, *supra* note 79, p.1848, Leveneur-Azémar, *supra* note 79, p.2036, Viney, *supra* note 8, p.500)。
- (85) これに対して Viney, *supra* note 8, pp.581 et s. は、請求を受ける第三者の予測可能性の保障を、改正草案の規

定の正当化に繋げているように見える。しかし、こうした理解は不適當であると思われる。

一方で、不法行為責任の成立には別途の責任原因、特にフォートが必要となったところ、第三者保護の観点からはフォートが認められない場合にさらに直接訴権を認めるべき必要性は出てこない。むしろ、原則通りフォート不存在のゆえに責任を負わせない方が、第三者の保護に資する。他方で、フォートが認められた場合に、請求権非競合原則の例外として不法行為責任と契約責任たる直接訴権の併存を認める必要性も出てこない。むしろ、同原則を維持して、直接訴権の成立のみを認めるべきこととなる。

(86) 注(20)の末尾を参照。そこで述べた通り、この点は元老院の改正提案では修正されている。

(87) Borghetti, *supra* note 79, pp.1847-1848. *Φαξις* 同 p.1849, note 22 は、従前の判例を支持する。

同様に批判的なのは Deshayes, *supra* note 77, pp.240-241, Rapport, *supra* note 75, p.21。

(88) 同旨、Deshayes, *supra* note 77, p.240, Leveneur-Azémar, *supra* note 79, p.2036, Bakouche, *supra* note 69, p.21.

注(20)に対応する本文の前を参照。

(89) Leveneur-Azémar, *supra* note 79, p.2035. 反対、Deshayes, *supra* note 77, p.240, Borghetti, *supra* note 79, pp.1848-1849.

(90) Deshayes, *supra* note 77, p.240, Borghetti, *supra* note 79, p.1848-1849, Juen, *supra* note 79, p.537.

(91) Rapport, *supra* note 75, p.21, Borghetti, *supra* note 79, p.1849, note 23. 同理論のトランスクールの紹介に Ancel (P), *Le contrat avec effets protecteurs pour les tiers*, RDC, 2004 n°2, p.471, *id.*, *Retour sur l'arrêt de l'Assemblée plénière du 6 octobre 2006, à la lumière du droit comparé*, in *Mélanges Viney (G)*, LGDJ, 2008, p.23, pp.26 et s. *Σύγρ.* アンセル／中原・前掲注(74)五二二頁、中原・前掲注(74)一三三頁も参照。

もっとも、同理論は、二〇一七年草案や従前の直接訴権が前提とする給付義務に基づく責任の拡大ではなく(注(20)参照)、保護義務違反に基づく責任の拡大のための理論のようである(奥田昌道「契約法と不法行為法の接点」磯村哲編代『於保不二雄先生還暦記念 民法学の基礎的課題 中』(有斐閣、一九七四)二〇七頁、二三三頁以下、特に二四〇―二四二頁、田上富信「契約の第三者に対する効力」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系 第一巻 現代契約の法理(一)』(有斐閣、一九八三)一〇三頁、一〇六頁以下)。

(25) Senat, *supra* note 20, Proposition de loi, p.18, *id.*, *supra* note 20, Rapport d'information, pp.24 et s.

※ 本論文は、JSPS科研費「P19K13550」同JP 20H00051の助成を受けたものである。